

国立大学法人兵庫教育大学 中期計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

〔学士課程における教育の具体的措置〕

養成すべき人材に関する具体的目標

- 学校現場の様々な課題に取り組んでいくことのできる実践的な指導能力を持つとともに、豊かな教養と人権尊重に関する教員としての必須の良識を身につけ、得意分野の学識と教職に関する専門的見識を持ち、熱意を持って教育に当たれるような教員を養成する。

学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標

- 本学の特色とする実地教育を1年次から4年次にわたって体系的に実習させることにより、学生の教員になるための意欲を高め、学校現場の様々な課題に取り組んでいくことのできる実践的な能力を身につけることができるようにする。
- 学校における教育活動に生かすことができるような情報通信技術の活用能力や、外国語コミュニケーション能力を学生に身につけさせる。

卒業後の進路、就職等に関する具体的目標

- 教員養成を目的とする大学として充実したキャリア教育を行い、学生の教職への意欲を高め、教員採用試験の合格率を高めることにより卒業生に対する教員就職率（臨時的任用を含む。）60%以上を維持し、更なる向上に努める。
 - 進路変更を行い教員以外の就職を希望する学生に対する就職支援を充実させる。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
- 教育委員会や本学を卒業した教員の勤務先の学校長等、雇用者に対する調査を2年ごとに行うことにより、卒業生の教員としての状況を把握し、本学の教員養成に関する教育の成果・効果の検証を行う。

〔大学院課程における教育の具体的措置〕

（修士課程）

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標

- 現職教員については、学校教育に関する理論と応用を学び、教育実践の場における高度の教育研究能力を養うことにより、学校教育の場で直面する様々な課題に対する実践的指導力を持った人材となるよう教育する。教職に就くことを志望する学生については、高度な専門性と実践的な指導能力を持つと同時に、教育に対する熱意を持った教員となるよう教育する。

修了後の進路、就職等に関する具体的目標

- 教員志望の学生については、就職指導を徹底させ教員採用試験受験者に対する教員就職率（臨時的任用を含む。）80%以上を維持する。教育委員会から派遣された現職教員については高度の資質・力量を持った教員としての学校現場での評価を高める。

（博士課程）

養成すべき人材に関する具体的目標

- 学校現場の実践的な経験を持ち、実践に根ざした学校教育学を教育研究できる研究者、及び実践的研究に裏付けられた研究能力をもって現職研修の充実に指導的役割を果たすことのできる専門的職業人を育成する。

修了後の進路等に関する具体的目標

- 教育研究体制の高度化を図ることにより学位授与率を向上させ、高度な研究・指導能力を持った人材を教員養成系大学・学部や都道府県等の教育界に供給する。
- 学位取得者の就職率の向上を図るため、求人側への積極的な情報提供等、可能な取組を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

〔学士課程〕

学生受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 教員になるための意欲ある学生を入学させるために、前期日程、後期日程、推薦入学の在り方及びAO入試の可能性について調査・検討し、改善を図る。
- 高等学校側と連携し、高等学校での教育課程等に着眼した選抜方法について調査・検討し、入学者選抜方法の改善を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 教養教育と専門教育の実地教育を通じた連携を図るために教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門

科目の各授業科目について、4年間にわたる調和の取れた学年配当について点検し、カリキュラム編成の適正化を図る。

- 初等教育における英語教育やものづくり教育に対応できる教員を養成するための教育課程の充実を図る。
 - 多様な領域に関する知識を得、理解を深めるための教養教育に関する授業科目の充実を図る。
 - 本学の特色とする実地教育科目とその他の授業科目との内容面でのより密接な連携を図り、教育的効果を上げるための点検と改革を実行する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 学校現場の課題を積極的に授業に取り入れるようにするために、学校関係者や社会人及び学校教育研究科（修士課程）に在学する現職教員が授業補助者として授業に加われる制度を構築する。
- 実地教育における指導方法を点検し、実践的指導力を身につけさせる上でより効果的な指導法を開発する。
- 近畿地区の4教育大学が共同して、教員養成のためのカリキュラム開発、eラーニングを活用した教育内容・方法の導入により単位互換を行う。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 成績評価の一貫性と厳格性を確保するための方策について検討し、取り入れる。

〔大学院課程〕

（修士課程）

学生受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 都道府県の派遣による現職教員、派遣によらず修学休業制度を利用した現職教員、勤務しながら自らの意志で大学院神戸サテライト（夜間）で修学を望む現職教員、学部を卒業してすぐに大学院に進学する学生や社会人等、異なる修学背景やニーズを持った志願者に応じた入学試験の方法を検討し、全ての専攻・コースで実施する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 現行のカリキュラム編成を基本にして、教育課程をさらに魅力あるものにするための見直しを積極的に行う。具体的には、新たに設置した小学校教員養成プログラムを履修する学生に実践研究支援教育を行うための授業科目を新たな科目区分を設けて3科目程度新設し、また、学校現場で求められる教育内容の履修（分野・コース横断的な履修など）ができるような教育課程を編成する。
- 盲・聾・養護学校教諭専修免許に対応し、さらに将来の免許法改正に対応できるように障害児教育専攻の教育課程を整備する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 大学院神戸サテライトにおける講義・演習の在り方を見直し、テレビ会議システムやインターネットを活用したVOD（ビデオ・オン・デマンド）システムによる社キャンパスとの双方向の授業形態を取り入れる。
- eラーニングを積極的に活用し、多くの地域の現職教員等の修学ニーズに応えられるような授業形態、学習指導法を検討し、取り入れる。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 共通科目、専攻科目、外国人留学生対象科目のそれぞれの授業科目について、成績評価基準を明確化し、授業科目ごとにシラバスに掲載する。
- 学位論文の作成や研究指導の方法を組織的に見直し、コースによっては、修士論文に代わる修了要件（特定の課題についての研究成果等）を取り入れ、弾力化を図る。

（博士課程）

学生受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 教育専門職養成の見地から、現職教員等の教育関係者を入学定員の半数程度受け入れる。
- 学生受入方針のもとに留学生を受け入れるための特別枠を設けることについて調査・検討し、留学生の積極的な受入れを図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 学校現場等で実践的な研究を行っている教員等に対する学位授与を円滑化するために、標準在学年限より早期の学位取得が可能となるよう研究指導体制及び教育課程の整備を図る。
- 総合共通科目の授業内容等を学校教育学に関する高度な専門性を教授する観点から見直し、改善を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 研究指導を活性化させるために研究会等、学生の研究成果の発表や討論・検討の場を積極的に設ける。
- 学校及び学校を取り巻く諸環境を研究の場とした実証的な研究を推進するために、大学院生等の学外での研究活動に対して積極的に支援・指導を行う。
- フレックスタイム・カリキュラム制度及び遠隔教育システムを活用し、職を持った学生の学位論文作成の円滑化を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 学位授与状況を点検し、博士候補認定試験及び学位論文審査における評価基準の適正化を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教員組織の具体的編成方策

- 学校教育研究科（修士課程）においては、社会的必要性に応じて新たに設置するコースの教育や多様な修学形態に対応できるように教員組織を点検し、全学的に適正な構成になるよう整備する。
- 連合学校教育学研究科（博士課程）においては、学校現場で生起する様々な新しい課題や複合・境界領域の研究課題に積極的に取り組むために新専攻の設置や講座の再編成を検討し、教育研究体制の拡充と強化を図る。

教育支援者の具体的配置方策

- 教育効果を上げるために授業補助者の配置の充実を図る。ティーチングアシスタントについては年間 2,000 時間以上を確保し、その他の授業補助者についても予算の確保に努める。また、情報通信技術にかかわる支援職員を配置する。

教育に必要な設備、図書館等の活用・整備の具体的方策

- 講義等に必要な施設・設備、特に共通講義棟や各棟の教室・学生控室等の空調設備・視聴覚設備・情報通信技術関連設備等について年次計画を立てて整備する。
- 教育施設としての附属図書館に関する活用・整備の具体的方策
 - (a) 基本的な学習資料・蔵書の整備・充実を図る。
 - (b) 広く学生の教養の涵養に資する資料の整備・充実を図る。
 - (c) 年間 25 回程度の講習会実施のほか、図書館利用に関する学生・教職員のニーズに即したきめ細かな図書館利用者教育の充実を図る。
 - (d) 3年ごとに蔵書評価を行い、教員養成を目的とする大学にふさわしい蔵書構成を図る。
 - (e) 書架の狭隘の対策として、館内スペースの用途を見直し、学内空きスペースの活用、書庫の増設等を検討する。
 - (f) 資料の電子化を推進するとともに、図書館の情報通信機器環境の充実を図る。
 - (g) 大学院神戸サテライトの図書館機能の充実を図る。

情報ネットワーク等の整備・活用に関する具体的方策

- 学生の情報通信技術の活用能力を向上させるため、情報ネットワーク関連施設の整備・充実を図る。
- 情報安全対策のための基本方針を確立し、安全で適切なキャンパスネットワークの維持・管理体制を構築する。

教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する具体的方策

- 学校教育学部（初等教育教員養成課程）及び学校教育研究科（修士課程）の教育内容を定期的に点検して問題点を指摘できるような組織を学務・入試企画委員会の下に整備する。
- 学生による授業評価を毎学期実施し、各教員にフィードバックすることにより教育活動に関する質の改善につなげる資料として活用する学内体制を整備する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びファカルティ・ディベロップメントに関する具体的方策

- 教員個々の教材開発研究や学習指導法にかかわる改善を組織としてシステム化し、教員だけでなく、学校現場にいる修了生・卒業生が自らの教育活動の質の向上に利用できるようデータベース化し、ネットワークを通して活用できるようにする。
- 全学的なファカルティ・ディベロップメント活動や教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善の取組に結びつけるためのシステムを導入する。

学内共同教育等に関する具体的方策

- 附属実技教育研究指導センターの活用・整備の具体的方策
より高度な実技教育の実践化を図るため、学生の自学自習を基本とした学習指導だけでなく、積極的な「実技教育実践法・指導法」等の授業開設に基づく教育の展開を計画する。
- 情報処理センターの活用・整備の具体的方策
キャンパス間ネットワーク回線を本格的な遠隔教育の利用に耐え得よう高速化し、テレビ会議システム等によるキャンパス間遠隔教育環境の全学的な整備を図る。また、学生の自発的学習を支援するため情報教育自習室を整備する。

学部、研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- 多様な修学ニーズに対応するために、学校教育研究科（修士課程）の教育の内容や修学形態について調査・検討を行い、新たな修学形態の導入や教育コースの設置・拡充を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- 学生に対する履修相談体制の強化、オフィスアワー制度の充実、さらにクラス担任制度及び指導教員制度

を活用しての履修指導を徹底する。

- 社会人が学ぶ大学院神戸サテライトにおいて、情報通信技術等を活用した学習相談体制を充実する。
学生への生活支援に関する具体的方策
- 学生に対する経済支援、健康管理、就職相談など、大学生活における学生相談機能の位置づけを明確にし、学生相談窓口の整備・充実を図る。
- 学生の心身の健康管理、ハラスメント、人権問題に関してきめ細かく対処するための取組と相談体制の整備を行う。
- 各種奨学援助制度の開拓を行う。
- 留学生に対する学習面・生活面での支援を行うため、チューター等による相談体制を強化する。
- 快適な生活環境を実現するため、福利厚生施設の配置・利用時間帯等の見直しを行う。
- 年次計画による学生寄宿舎改修計画を策定し、生活環境の整備を図る。
- 身体に障害のある学生の学園生活を支援するための体制及び施設設備の点検・整備を行う。
- 学生のための快適な交流場所や憩いの場の整備・充実を図る。
- 就職相談室の機能を一層充実させ、学内相談員、学外相談員、クラス担当教員等の連携により就職指導体制を強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性と、大学として重点的に取り組む領域

- 大学として目指すべき研究の方向は学校教育実践に資する研究であり、同時に生涯学習社会への還元性の高い研究である。このことを達成するために、各講座や学校教育研究センター、附属発達心理臨床研究センター、さらには附属学校園が連携して毎年3件以上のプロジェクト研究を推進する。
- 連合学校教育学研究科（博士課程）においては、教育実践学の研究拠点形成のため、毎年3件以上共同研究プロジェクトを遂行する。

研究水準及び研究成果の社会への還元に関する具体的方策

- 不登校やADHD（注意集中困難多動症候群）さらにはLD（学習障害）への対応等、学校を中心にして提起される様々な社会的課題の解決の要請に対応できるような優れた水準の研究への取組を積極的に行い、その成果を学校現場に還元する。
- 全国の学校現場等で活躍する修了生・卒業生と大学とを結ぶ「兵庫教育大学教育実践ネットワーク（Hyokyo-net）」の整備と円滑な運用を図ることにより、教育実践活動や研究活動の成果を発信・共有し、それらを有効に活用する。
- 県教育委員会等と連携して、教員研修プログラムの開発など教育政策形成への寄与の面で優れた効果を上げ得る研究への取組を積極的に行い、研究成果の還元を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 連合学校教育学研究科（博士課程）で発行している論文集「教育実践学論集」の水準を向上させ、教育実践学の権威ある研究誌として育てる。
- 教育委員会や学校と連携して、地域教育課題への寄与という面で優れた効果を上げ得る研究への取組を積極的に行い、社会への還元を通して成果の検証を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究者の配置に係る具体的方策

- 学校教育に係る実践的な研究課題や社会的要請の高い研究課題に適切に取り組めるように、部・講座における教員の構成を見直し、適正な配置となるよう改善を図る。
- 研究組織の流動性を高め活性化を図るために、任期制で任用する教員の職階の範囲を広げ、一定数の教員について任期制で運用できる仕組みを構築する。
- 連合学校教育学研究科（博士課程）においては、構成大学間での共同研究プロジェクトが円滑に実施できるように、プロジェクト・リーダーを中心として各大学にプロジェクト研究推進担当者を置く。

研究支援者の具体的配置方策

- リサーチ・アシスタントの採用を積極的に行うため年間2,000時間以上を確保し、研究活動の支援体制を強化する。また、情報通信技術等の支援職員の適正配置を行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 連合学校教育学研究科（博士課程）を中心に高度な研究活動が推進されるように、教育実践情報研究センターや専門職大学院等の設置に向けた計画を策定し、研究施設・設備等の研究環境を整備する。
- 研究施設としての附属図書館に関する活用・整備の具体的方策
 - (a) 研究に必要な学術情報と研究者のニーズを的確に把握し、必要な一次資料、二次資料の充実を図る。
 - (b) 学内で生産される学術情報を体系的に発信するため、情報処理センターと連携するなど学内における

体制を整備・組織化し、その総合的な情報発信窓口となることによって研究の支援を図る。

- (c) 大学院修士・学部卒業生等との情報ネットワークを活用して教育実践資料を収集し、資料の特性を生かしたデータベースを構築して教育実践研究の支援を図る。

学内・学外共同研究等に関する具体的方策

- 学校教育研究センターに関する活用・整備の具体的方策
 - (a) 学校教育学に関するプロジェクト研究体制を推進・強化するために、学校教育学部（初等教育教員養成課程）や各センター，附属学校園，さらに学外の機関等と連携して，学校教育研究センターの各研究部門に研究協力員制度を整備する。
 - (b) ネットワーク環境の充実と研究ネットワークの構築を図り，その基盤の上に種々の教育課題に関する共同研究を実施し，成果を電子情報として広く発信する。
 - (c) 学校教育研究センターにおけるプロジェクト研究の成果を，これからの教育実践に生かすための実践的な検証を行い，逐次教育実践の資料として整備し，活用する。
- 附属発達心理臨床研究センターに関する活用・整備の具体的方策
 - (a) 関連講座との連携を強化し，トラウマ回復支援研究分野の整備を行う。
 - (b) 地域の学校との新たな連携システムを構築し，心の教育に関する共同研究プロジェクトを推進する。
 - (c) 定期的な教員合同事例検討会の開催や，相談活動に係る自己評価体制の構築により教育相談活動の質的向上を図る。
- 連合学校教育学研究科（博士課程）における共同研究プロジェクトを遂行するに当たっては，学校現場等の実践者の参加を積極的に求める。

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

- 知的財産の適切な管理・活用のための委員会を設置し，知的財産創出に関する企画・立案，研究成果の保護及び活用に関するルールを作成するとともに，知的財産に関する学内啓発の推進を図る。
- 知的財産に関する支援事務体制を強化し，学内外に対する窓口の一本化，創出・取得相談等のコーディネーターとしての機能充実を図るとともに，研究成果を広く社会に発信する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 研究活動を的確に評価するため，学外有識者を含む評価組織を整備する。
- 予算・決算委員会において，研究活動・業績等の評価に基づく適正な研究費配分を行うシステムを構築し，評価結果が研究活動の質の向上及び改善につながるよう機能させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携・協力，社会サービス等，社会貢献に係る具体的方策

- 兵庫県・兵庫教育大学連携協力連絡協議会において具体的な連携・協力の在り方について協議し，それに基づいて連携・協力事業を推進する。
- 「兵庫教育大学教育実践ネットワーク」を整備・活用し，学校等と連携した教育実践研究を推進することを通して社会への貢献を図る。
- 地域交流推進センターを拠点として，県下の学校教員，児童・生徒，保護者等を対象にして，教育の諸課題に対する助言や講義等を行うための講師派遣事業を推進するため，全教員が参画するよう取り組む。
- 公開講座の内容や開講方法を工夫し，受講者の増加に努める。

- 学部・大学院及び附属施設・センター等における研究成果を活用し，心理臨床相談や教育相談及び様々な啓発活動を通じて地域社会へ研究成果の還元を図る。

他大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ひょうご大学連携事業推進機構と協力し，地域の国公立大学等と連携して生涯学習に関する公開講座等を年間3講座を目標に開講する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 本学における基礎研究や，その成果をベースとした教材開発や情報通信技術教育に係るソフトウェアの開発等を中心に，教育大学としての特色を生かした産業界との連携・協力を積極的に進める。

国際的な連携・協力を促進するための具体的方策

- HUMAP(兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク)構想に基づき，アジア・太平洋地域を中心に研究者や学生の積極的な交流を促進する。
 - 留学生の受入れを2割増加するとともに，地域との密接な連携のもとに留学生の学習・生活支援を強化する。
 - 兵庫県の主催する大学洋上セミナーへの学生の参加を促し，アジア・太平洋地域との学生交流を推進する。
- 外国人研究者の招へい及び教職員の海外派遣を促進する。また，これらの活動を行うための支援体制を

整備する。

- 学校教育研究センターの外国人研究者を活用し、学校教育学に関する国際的な共同研究を推進する。また、毎年1回国際シンポジウム等を開催する。
- 国際協力機構（JICA）や国際交流基金等の活動に積極的に協力し、開発途上国に対する教育支援・知的支援活動への参加をこれまで以上に推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

該当なし

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

附属学校園の運営に関する具体的方策

- 実地教育の実施及び学校教育の様々な課題に対する実践的研究の推進のための場として有効に機能するように、大学と附属学校園間の緊密な連携のもとに学校運営を行う。
- 教育活動においては、幼稚園・小学校・中学校を一貫した教育方針のもとに「生きる力」、「確かな学力」を身につけさせる教育を行う。特に、幼稚園教育では保護者を対象とした子育て相談や3歳児教育の充実を図る。

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 附属学校園と大学・学部との連携・協力のもとに、本学の特色とする実践的指導力を養うための実地教育を充実し、効果的に実施する。
- 大学教員と附属学校園教員とによる教育内容の開発及び教育方法の改善に向けた共同研究を推進する。
- 実践を踏まえた教育研究を推進するために大学と附属学校園との間の人的交流を促進する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- 各附属校園長のリーダーシップのもとに学校運営に関する自己点検・評価を行い、それに基づいて改善のための具体的方策について検討し、実行する。
- 学校評議員制度を活用し、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させることにより、附属学校園の教育研究の活性化を図る。
- 附属学校園での幼児・児童・生徒の安全確保のための周知な危機管理対応を講じる。
- 附属学校園の幼児・児童・生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備する。

入学者選考の改善に関する具体的方策

- 附属学校園の教育目標のもとに特色ある教育を行うために、入学者選考方法の改善を図る。
- 地域の公立学校園に配慮しながら、定員充足に努める。

公立学校との人事交流に関する具体的方策

- 公立学校との人事交流の制度を整備し、人事の活性化を図る。

体系的な教職員研修に関する具体的方策

- 大学教員との連携・協力のもとに、附属学校園教員の力量形成のための研修プログラムを策定し実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

効果的な組織運営、学内の資源配分体制の基本方針を遂行するための措置

- 大学運営組織を、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制にするとともに、重要テーマごとに学長補佐を配置する。
 - 基本戦略委員会の下で、教育研究組織、学内資源配分、人事、施設建物等の基本方針を決め、その方針が遂行できるような体制を構築する。
 - 事務機構の再編を行い、教育研究の支援体制を整備するとともに、企画にかかわる部門を強化する。
- 学内の審議機関の見直しの基本方針を遂行するための措置
- 役員会、経営協議会、教育研究評議会の役割・機能・権限について、評価委員会による点検を行う。
 - 大学運営に対する学外者の意見の反映状況について、評価委員会による点検を行う。
 - 教授会や各種委員会等の業務遂行状況について自ら点検を行い、必要な場合には改善を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

中期目標期間中の学部、研究科についての具体的な計画

- 人事委員会において基本方針を策定し、教員定員の適正配置を図る。

- 教員数の一定数を大学全体で運用できる保留定員制度を設ける。
- 教育研究の進展や社会的要請に応じ、大学院・学部のコース等の学生定員の見直しや、新しい専攻・コース等の設置を検討するための専門組織を基本戦略委員会の下に設置する。
- 社会的要請に応じて、適時、学校教育研究科（修士課程）の既存コースの学生定員について検討し、改善を図る。
- 現職教員の需要に応じて、大学院神戸サテライトにおける履修コースを充実させる。
- 教育実践学研究的の高度化のために連合学校教育学研究科（博士課程）における専攻及び講座等の再構成について検討し、改善を図る。
- 専門職大学院の設置に向けて具体的な検討を行う。
- 各センターの一層の充実と連携を進めるための組織を作り、活動を強化する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

教員の多様化を高めるための具体的方策

- 教員採用に当たっては、全て公募制とする。
 - 教育研究の進展や社会的要請に応じて、既存の講座の教員数の増加や新しい講座・コースの設置を行う際の採用人事において、助手以外の教員にも任期制で運用できる仕組みを構築する。
- 人事委員会で、任期付き教員の勤務条件及び給与を一定の要件の下に優遇する方策を検討し、導入を図る。
- 学校現場における教育経験を有する者を採用するための教員選考基準を別途作成する。

教員の国際性を高めるための具体的方策

- サバティカル（研究休暇）制度を創設する。
- 日本学術振興会等の外部資金を活用して、教員の海外派遣に努める。

事務職員の専門性を高めるための具体的方策

- 事務職員の採用については、高度の専門的職業人の確保も必要とされることから外部登用を含め専門知識、技能を有する人材を採用する。
 - 事務職員の専門性の向上を図るため、他大学との人事交流や研修の充実方策を検討し、実施する。
 - 大学の経営にかかわる組織マネジメント・経営学等の研修のために、関係教職員をビジネス・スクール等で研修させるための条件を整備する。
- ブロックの合同研修への積極的参加と学内研修の充実を図る。

教職員の業績を給与等に適切に反映させるための具体的措置

- 教職員の業績を多面的に評価する評価組織を設置し、評価指針を作成する。
- 評価組織で業績評価を給与等に反映させる基準を作成する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

運営組織に見合う事務機構全体の再編の実施

- 組織・業務の適正化を図るための評価システムを構築する。
- 中期目標期間中に定員の合理的な人員配置を検討し、改善を図る。
- 企画部門を充実し、大学改革の一層の推進を図る。
- 監査業務体制を確立し、適正かつ効率的な運営を図る。
- 学生生活関係業務の統合再編により、学生サービス業務の改善を図る。
- 研究協力支援体制の一元化及び学術情報化への対応の充実を図る。

各種事務処理の簡素化及び迅速化の具体的な方策

- 集中化可能な業務を洗い出し、経費の効率化を図るとともに、人員の再配置を促進する。
- 情報周知の手段として情報通信技術を活用し、ペーパーレス化を図る。
- 外部委託可能な業務を洗い出し、専門的業務について、効率化が可能な場合は、派遣職員を活用する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 研究支援事務体制を強化し、広く社会のニーズ等の情報収集を行うとともに、積極的な研究成果の情報発信を図る。
- プロジェクト研究を推進するためのオープンラボの設置、外部研究資金を獲得した教員に対する適切な研究環境整備等、全学的な研究支援体制を構築し、科学研究費補助金、奨学寄附金、産学連携等研究費の増加を図る。
- 科学研究費補助金に積極的に応募し、採択件数の2割の増加を図る。

- 本学が取り組む事業に対するマネージメント体制を確立・整備し、新規事業の展開と既存収入の増加により、自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 効率的な事務運営を図るため、業務処理方法の見直し、情報システムの有効活用、業務の外部委託並びに光熱水料等の節減により、管理経費について中期目標期間中に経費の5%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 経営協議会の下に、評価に基づく効果的な予算配分を行う組織を設置する。
- 資金の運用については、安全な取引銀行の選定や優良な金融商品の選定に努める。
- 施設マネージメントの専門家を養成することにより、施設マネージメントを充実・強化し、効率的な施設設備の運用管理を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的な自己点検・評価の実施とそのための体制の整備

- 客観的かつ適正な自己点検・評価を実施するために、学外有識者を含めた評価委員会を設置する。
 - 評価結果は評価委員会で取りまとめ、公表する。
- 評価結果を大学の教育研究並びに組織及び運営の改善に結びつける取組
- 評価委員会は評価結果に基づく改善状況を点検し改善を促すための取組を行う。
 - 評価委員会において評価結果のフィードバックの状況を整理し、公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の具体的取組

- 教育研究等の活動状況にかかわる情報を収集・管理・分析し、学外に対する情報提供事項のデータベース化を促進する。
- 大学広報委員会において「発信する大学」としての基本戦略を策定する。
- 大学広報委員会と大学情報委員会及び研究推進委員会との連携を図り、社会に対する情報公開に努める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備計画等の策定

- 卓越した教育研究拠点の整備
連合学校教育学研究科（博士課程）における教育研究の高度化を図るための施設を整備するとともに、専門職大学院の設置に向けて、計画的な施設計画を策定する。
 - 既存施設の有効利用
既存建物の点検・見直しを行い、学際研究等を促進するオープンラボの設置、情報化に対応するための施設の整備及び学生のための快適な交流の場や憩いの場の整備を図る。
 - 附属学校園の危機対応
附属学校園の防犯・防災上の安全確保と安全意識の向上・啓発のため、必要な整備を行う。
 - 計画的な設備の整備
設備整備計画を策定し、計画的に設備の更新・新設を行う。
- 施設等の有効活用及び維持管理
- 施設整備の実態や利用状況等を自己点検・評価し、教育研究スペース等の有効活用を図るとともに、施設マネージメントに係る専門的知識の習得により効率的な施設設備の維持管理を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全確保体制の整備及び環境保全等に関する具体的措置

- キャンパス環境・安全委員会において安全確保及び環境保全に関する行動計画を立て、以下の施策を含めた取組を積極的に行う。
 - (a) 大学及び附属学校園の環境保全、及び安全点検を定期的に行う体制を整備する。
 - (b) 放射線及び毒劇物等の適切な管理体制を整備する。

(c) 学内の防犯システムや交通安全等，学内安全対策を講じる。 (d) 大学キャンパス及び附属学校園の防災体制を整備する。
予算（人件費の見積りを含む。）, 収支計画及び資金計画 別紙参照
短期借入金の限度額 別紙参照
重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 別紙参照
剰余金の使途 別紙参照
その他 別紙参照

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画等

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	21,365
施設整備費補助金	168
自己収入	5,455
授業料及入学金検定料収入	4,948
雑収入	507
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	137
計	27,125
支出	
業務費	26,820
教育研究経費	20,846
一般管理費	5,974
施設整備費	168
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	137
計	27,125

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 18,897 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人兵庫教育大学役員退職手当規程及び同教職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

(別添ルールのとおり)

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき, 一定の仮定の下に試算されたものであり, 各事業年度の運営費交付金については, 予算編成過程においてルールを適用して再計算され, 決定される。なお, 運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については, 17年度以降は16年度と同額として試算しているが, 教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため, 具体的な額については, 各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は, 「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入, 産学連携等研究収入及び寄付金収入等については, 過去の実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費, 施設整備費については, 過去の実績等により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は, 産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし, また, 「施設面積調整額」については, 面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	26,712
経常費用	26,712
業務費	24,924
教育研究経費	5,180
受託研究費等	59
役員人件費	341
教員人件費	13,852
職員人件費	5,492
一般管理費	1,670
雑損	0
減価償却費	118
臨時損失	0
収入の部	26,712
経常収益	26,712
運営費交付金	21,002
授業料収益	3,998
入学金収益	769
検定料収益	181
受託研究等収益	59
寄附金収益	78
財務収益	0
雑益	507
資産見返運営費交付金等戻入	118
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は, 受託事業費, 共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は, 受託事業収益, 共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	27,154
業務活動による支出	26,594
投資活動による支出	531
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	29
資金収入	27,154
業務活動による収入	26,957
運営費交付金による収入	21,365
授業料及入学金検定料による収入	4,948
受託研究等収入	59
寄付金収入	78
その他の収入	507
投資活動による収入	168
施設費による収入	168
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	29

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額である。(29百万円)

短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(百万円)	財 源
・小規模改修	総額 168	施設整備費補助金(168)

注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注) 17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金は、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

教員の採用は、すべて公募制とし、現在実施している任期制は職階の範囲を広げ、一定数の教員について運用できる仕組みを構築する。また、教員組織を点検し、大学保留定員を確保して全学的に適正な構成になるよう整備する。

事務職員は専門性の向上を図るため、合同研修へ積極的に参加させるとともに、計画的に人事交流を実施し、人事の活性化を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,897百万円(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

(別添) 国立大学法人の運営費交付金算定ルール

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

($D(x)$) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

($D(x)$) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「医療費償還経費」：医療費償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
 (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
 (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
 (4) $G(y) = G(y)$
 (5) $H(y) = H(y)$

D(y): 学部・大学院教育研究経費(), 附属学校教育研究経費()を対象。

E(y): 教育研究診療経費(), 附置研究所経費(), 附属施設等経費()を対象。

F(y): 教育等施設経費()を対象。

G(y): 特別教育研究経費()を対象。

H(y): 入学料収入(), 授業料収入(), その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
 (2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
 $[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y): 一般診療経費(), 特別診療経費(), 附属病院特殊要因経費()を対象。

J(y): 附属病院収入()を対象。(J'(y))は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$
 (2) $M(y) = M(y)$

L(y): 一般管理費()を対象。

M(y): 特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

(別表) 収容定員

平成 16 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)
平成 17 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)
平成 18 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)
平成 19 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)
平成 20 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)
平成 21 年度	学校教育学部	640 人 (うち教員養成に係る分野 640 人)	
	学校教育研究科 連合学校教育学研究科	600 人 (うち修士課程 72 人 (うち博士課程	600 人) 72 人)